

地域包括支援センター設置運営法人の公募について

1 担当圏域の見直しについて

圏域内の高齢者人口が国基準の上限である 6,000 人を超えており、複数の日常生活圏域(中学校区)を有する根白石地域包括支援センターの圏域について、下記のとおり見直しを行う。

現行圏域	担当地域	見直し後圏域
根白石	根白石中学校区・館中学校区・住吉台中学校区	(仮称)根白石
	南中山中学校区	(仮称)南中山

見直しにあたり、見直し後の圏域のうち一方の圏域を現在の受託法人に引き続き委託し、もう一方の圏域については、公募により受託法人を選定する。

現在の受託法人への意向調査を踏まえ、(仮称)南中山圏域について、設置運営法人の公募を行う。

2 募集説明会の開催

平成 26 年 12 月 22 日(月)に、地域包括支援センター設置運営法人募集説明会を開催し、事務局から募集要項等について概略説明を行う。

説明会の開催については、仙台市ホームページに専用のページを設けたほか、サービス事業所等にメールとファクシミリで送信し、募集の実施及び説明会開催についての周知を行った。

3 事業者選定の方法

応募事業者から提出された書類の審査及び面接審査を行い、設置運営法人を選定する。選定にあたっては、地域包括支援センター(以下、「センター」という。)を運営する能力等を総合的に評価する。なお、総合評価の判断基準として点数制を採用するが、審査の結果、該当者なしとする場合もある。

(1)書類審査

応募法人から提出された書類について、事務局が確認を行う。審査基準は下記のとおり。

①安定した運営管理を行う能力

事業実績書により、センター運営にあたっての安定した運営管理能力の有無を判断する。

②センターを運営するにあたっての総合的な取組

応募事業者が考える、センターを運営するにあたっての基本方針や理念を確認するとともに、設置運営を希望し、応募に至った理由と、圏域に対する認識、さらには当該圏域でセンターを設置運営していくにあたっての方針等について確認する。

③運営体制

相談受付体制、個人情報保護への取組についての方針、災害時・緊急時の対策、中立・公正の確保、3 職種の連携・チームアプローチ、所長の業務管理方法など、幅広い観点から、応募事業者が考えるセンターの運営体制について確認する。

④事業コンセプト

委託業務の具体的な内容である「総合相談・支援及び権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「介護予防関連業務」「地域・関係機関との連携・ネットワークづくり」「認知症関連業務」について、それぞれの業務のあり方や進め方についての方針を確認する。

(2)面接審査

平成27年1月22日(木)～23日(金)に面接審査の実施を予定している。審査は、共通質問及び応募法人が提出した書類に関する質問により実施する。審査体制は保険高齢部長、高齢企画課長、介護予防推進室長、介護保険課長、泉区障害高齢課長及び家庭健康課長を審査員として構成する。

(3)選定方法

審査における評価項目と配点は以下のとおりとする。

評価項目	配点(点)
①安定した運営管理を行う能力	20
②地域包括支援センターを運営するにあたっての総合的な取組	10
③運営体制	35
④事業コンセプト	35
合計	100

4 受託法人の選定

平成27年1月下旬に開催予定の仙台市地域包括支援センター運営委員会での審議を踏まえ、選定法人を決定する。

5 受託法人選定及びセンター増設までのスケジュール

時 期	内 容
平成26年12月22日(月)	仙台市地域包括支援センター設置運営法人募集説明会
↓ 質問期間(～12月26日(金))	
平成27年1月7日(水)	質問回答日
1月15日(木)・16日(金)	応募書類受付
↓ 書類審査	
1月22日(木)～23日(金)	面接審査実施
1月下旬	仙台市地域包括支援センター運営委員会
〃	結果通知
3月中・下旬	平成27年度予算成立
4月1日	契約締結、センター増設